

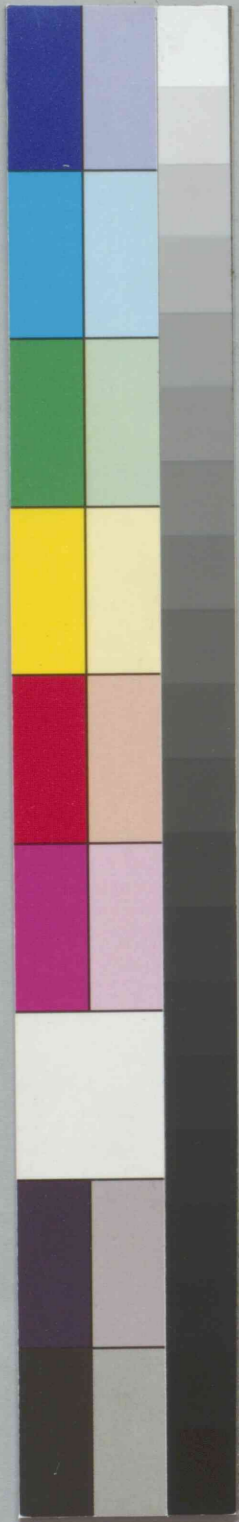
ソ聯の新憲法に就て

内閣調査局調及外務省  
宮川氏講演抜萃

國政研究會

昭和十一年七月

中  
島  
文  
庫  
國  
立  
文  
庫



6395

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) 3008番

ソ聯の新憲法に就て

昭和十一年七月二十日

國政研究會

ソ聯の新憲法に就て

目次

一、ソ聯の憲法改正問題に就て

二、ソ聯の新憲法草案

ソヴェート聯邦の憲法改正問題に就て

(一) 草案成立までの経過

新憲法は今回既に制定されたと云ふ譯ではありませぬ。まだドラフトが出来上ったと云ふ程度なのであります。従つて最近発表されたドラフトは、露西亞の國營通信社が世界各國に向つて全文を打電してやうしてそれが我々の手許にあると云ふやうな状態です。まだモスコから完全な露西亞文のテキストが来て居りませぬのだから、左様御承知を願ひます。

扱て経過から申し上げますと、今回の憲法改正が最初に持ち出されたのは昨年一月末の第七回ソヴェート大會の時であります。其時頭で今のソヴェート聯邦の人民委員會議の議長、日本で言へば

總理大臣のモロトフが 千九百十八年の露西亜共和國のレーニ  
ン憲法と云ふものは、其後千九百二十三年にソヴェート聯邦と云  
ふものが出来まして（其前迄は露西亜共和國、ウクライナ共和國  
と云ふやうな風に、民族を基礎として箇々の共和國が元の帝政露  
西亜内に出来て、それが各自の憲法を有つて居つた）変更を見た  
のこあるが、其後ソ聯邦の色々なことが段々變つて来て今の憲法  
は時代に即しないやうになつたから、之を變へる必要があると云  
ふ意見を發表したのであります。要するに彼等の言葉を借りて言  
へば、ソ聯邦の社會構造は社會主義の成功に依つて非常に大きな  
變化を未した。所が其變化と云ふものは聯邦の憲法に反映して居  
ない。それであるから新憲法は其の後に現はれたコルホーズ制度  
（集團農場と日本で訳されて居ります）の建設、それから資本主  
義分子の清算、社會主義財産制度の確立、斯う云ふやうな状態に

合致したものでなくてはならぬ。さうして又ソヴェート・デモクラ  
シーと云ふものを法律化して、勤労民衆が國家の統治に参加する  
形態を明瞭にしなければならぬ。斯う云ふ様なことを云つたので  
あります。他方共産党（ソ聯邦に於ける唯一の政党であります）  
が二月の一日に中央委員會の總會を開き、選挙法を改正すること  
（詰り今までは完全には平等ではなかつた選挙法を平等にし、又  
多階程選挙を直接選挙にし、公開選挙を秘密選挙にしなければな  
らぬと云ふやうなこと）、それから憲法を國內に於ける階級諸勢  
力の相互關係と云ふものに合致させるやうな趣旨で憲法の社會經  
済基礎をコレクトに反映させるやうにしなければならぬと云ふ様  
なことを決議し、二月六日其の旨モロトフから党の中央委員會  
の名を以てソヴェート大会に提案をしたのであります。  
大會の方では中央執行委員會に選挙改正の爲委員會を作るやう

に命じ、スターリン初め皆さん御承知のソヴェートの巨頭連三十  
一名が委員になつたのであります。それで昨年七月から事業に  
着手して最近新憲法のドラフトが来たと云ふ様な訳であります。  
それで本月の十一日に中央執行委員会の幹部會にかけたのですが、  
幹部會では之で宜からうと云ふことになりました。今年の十一月  
二十五日にソヴェート大會を開いて、此ソヴェート新憲法のドラ  
フトの可否を決して貰ふと云ふことになつたのであります。それ  
と同時に所謂人民のデイスカツションに付すると云ふやうな意味  
合で、此のドラフトを発表したのであります。先きにも云ひまし  
たやうに露西亜の國営通信機關であるタツスから此の全文を世界  
各國に電報致しまして、それは斯う云ふ立派な憲法が出来るとい  
ふと吹張する意味と思はれるのであります。

## (二) 世界革命に関する條項の抹殺

それで是から内容に付て申し上げますと、憲法の草案は十三章百四  
十六條から出来て居ります。一体露西亜の最初の憲法はレーニン  
が千九百十七年、當時の露西亜暦で言へば十月、新暦で言ひます  
と十一月に労働者の力に依つて天下を取つてプロレタリアの独裁  
を確立し、世界大戰に極度に疲勞困憊した歐洲の人心の混乱状態に乘じて歐  
洲の全体或はそれ以上世界を挙げて社会革命化せやうと云ふやうな非常な鼻息が荒  
かつた時代に出来たものであります。其中には斯う云ふことが  
書いてあるのであります。『各國に於ける社会主義の勝利を根本  
目的としてゐる』是が其當時の憲法の第三條にあつたのであり  
ます。それから『資本主義及帝國主義の爪牙から人類を解放する  
と云ふ不撓の決心を表明するのだ』是が第四條、さう云ふやう

な自分の國のことばかりでなく、外國の内政にまで容喙して、さうして其國の制度迄変更させてやらうと云つたやうな條項があつたのであります。又其後千九百二十三年にソヴェート聯邦が出来ました時の憲法にも斯ラ云ふことが書いてあるのであります。即ち『十月革命後世界が相剋する資本主義と、それから社会主義との二個の陣營に分たれ』と云ふやうな点を強調して、『ソヴェート共和國と云ふものが資本主義の包囲に対して單一戦線を布かなければならぬ地位にある。ソヴェート聯邦は世界資本主義に対抗する爲に信頼することの出来る城壁であり要塞である』又『ソヴェート聯邦は世界を以て一丸とした社会主義ソヴェート共和國を構成する新たなる階段である』と言つたやうな、宣言的な前文が掲げられてあつて、資本主義顛覆の意図が明かに云はれて居る訳であります。是が今のソヴェート聯邦の憲法の第一編と云ふのに

書いてあります。所が今度の新しいドラフトを見ますと、今申しましたやうなことはなくなつて居ります。詰り世界の資本主義に対して喧嘩腰な又資本主義の國を刺激するやうな宣言は之を削除してあると云ふ訳であります。

### (三) 財産制度の改正

これから順次條文に就て説明を申し上げますと新憲法の草案の第一章第一條でありますが國家としては『ソヴェート聯邦は労働者及農民の社会主義的國家である』と書いてある。それで『政治的基礎は勤労者代表（労働者以外のものも含むやうに見えますが）のソヴェートであつて又経済的基礎は社会主義的経済制度である』  
『斯ラ云ふ風に書いてあるのであります。従つて今のドラフトに依りますと、資本主義は既に路西亜の國內に於て清算されて居ると



エ小風に取扱はれて居りました。財産制度としましては國有財産  
それから公有と云ひますか公共の財産、最後に極く小さな範囲で  
多少の土地家畜と云ふやうなものを、個人の財産として自由處分  
が出来るやうな風になつて居ります。それで其の点は條文には斯  
う云ふ風に——是はタツスの電報であります。『ソヴェエト  
聯邦の社会主義的所産は、國家の所産、即ち全人民の財産の形式  
に依るか、或は共同集團農場へコルホーズと云ふやつてあります  
が』の所産、即ち各集團農場の財産、若くは共同組合、コーペラ  
テイヴの財産の形式を取る。土地、其埋藏物、水利、森林、工場、  
鉦山、鐵道、水運、空輸、銀行、通信手段、國營大農場企業、都  
市並に工業中心地に於ける住宅施設の主要部分は總て國家の財産、  
總て全人民の財産に帰属する」と云ふやうなことが書いてありま  
す。それから『集團農場並に共同組合組織に於ける公共企業、及

附屬家畜、生産機構、生産物並に公共建設物は集團農場並に共同  
組合組織の公共財産に属する』。それから先きが個人の自由を認  
めると云ふやつてありまして、『各集團農場へ今のコルホーズ』  
に属して居る農家は農場附屬の小規模の地區を個人の利用として  
供せられ又右地區上に於ける副業、住宅、家畜家禽並に小なる農  
具等は個人の私有として有し得る』ことになつて居るのでありま  
す。それから又『ソヴェエト聯邦に於ける支配的經濟形體たる社  
會主義的經濟組織と併行して、法律は個人労働を基礎とし、個人  
個人の家内労働者に対して、小規模の私的經濟を許容す。但し他  
人の労働を採取することを許さず』と云ふやうなことが書いてあ  
ります。それから『人民の労働に依る收入貯蓄、家庭並に家事物  
件、家内經濟並に家事用諸物件の個人的使用並に娛樂用物件は法  
律に依り私有を許容す』斯う云ふ譯であります。實は此等の点

が新経済政策時代と比較してどう云ふことになりませうか。皆さん御承知でありませうが、新経済政策に依りますと工業は大中小と分けまして、大は國營で、中は國營若くは公共企業になつて居り、小は個人でもやつて宜い。尤も小と云ふのは労働者が二十人以下と云ふ極く小さなものであります。労働者二十人以下のものならば個人でも許されると思ふやうなことであります。新憲法に依りますとどう云ふやうなことは或は出来ないことになるのではないかと云ふ疑問もありません。寧ろさうしますれば、個人の活動と云ふものは抑められるたのではないかと思はれます。此の意味で他人の労働を採取することは許されないと云ふやうな点が一寸氣付きの点で御座ぬます。

それから新経済政策に依りますと、外國貿易は國營、國內商業は個人の自由と云ふ建前になつて居りましたが、其後労働政府の

租税の取立方、個人の企業に対しては、殆ど自由裁量的な乱暴な高い税率を課しまして、事實上個人がやうていけないと云ふやうなやり方をやつて居りました。新憲法に依りましても、さう云ふ点に対する保証はつきりとなつて居ないやうであります。此商業工業方面に於ける個人のイニシエーティブは、別に新しい憲法に依つて擴大されて居るとは見られないやうであります。

#### (四) 國家組織の変更

それから國家組織と云ふことが、第二章に規定されて居ります。現在の所は、ソヴェート聯邦を構成して居る共和國が七つあります。最初は露西亜ウクライナ、それから白鷲、それからトランスコーカサスと云ふ四つの共和國が集つて條約を作り、ソヴェート聯邦を組織したことになるのであります。其後ウズベク、

トルクメンの二共和国が参加しまして是は何れも中央亜細亞にあり  
ますが、之で六つになつて其後又タジクと玄小共和国が出来まし  
て、現在は七つの共和国から構成されて居ります。所が新憲法に  
依りますと是が十一になつて居ります。それは此トランスコーカ  
サス共和国を構成して居るアルメニヤ、ジョルジャ、アゼルルバ  
イジャと玄小三共和国が露西亞とか、ウクライナと玄小共和国と  
同じやうに昇格して、構成共和国になつたのであります。それか  
ら元露西亞共和国内にあつたカザク及びキルギスの自治共和国、  
之が矢張り昇格して構成共和国と玄小ことになつたのであります。  
従つて一見民族共和国の独立性と玄小ものを現在の憲法よりもよ  
り多く認めたいやうになりますけれども、現在のソヴェート聯邦と  
玄小ものが、兎に角各民族が自由意思で対等で條約を結んで出来  
てゐるのであるが、今度のは條約でなく憲法で、ソヴェート聯邦

と玄小ものは斯く／＼是々の十一の共和国から出来て居るのだと  
決めてあるのであります。斯う玄小点から申しますと寧ろ各民  
族の独立性は弱められたと玄小風にも見られる訳であります。尤  
も各民族共和国が聯邦から脱退する自由は現行憲法通り新しい憲  
法草案にも出て居ります。

#### (五) 最高権力の所在

それからソヴェート聯邦の最高権力と云ふものであります。が、  
現在の憲法に依りますと、最高権力はソヴェート大会——都會に  
あつては選挙人二萬五千に付て一人の代表者を出し、農村に於き  
ましては人口十二萬五千に付て一人の代表者を出すと云ふ風にし  
て出来たソヴェート大會、それが最高の権力でありまして、之が  
今の所では二年に一回開かれる。以前には毎年開かれたのであり

一四  
ますが、現在では二年に一回、面も其会議は、皆さんはソヴェエ  
ト大会と云へば相当の期間開かれ居るであらうと思はれるでせ  
うが、僅か十日位しか開かれ居りませぬ。それから大會と大會と  
の間は中央執行委員会と云ふのが大會で互選され、それが最高  
権力を代行する。此の方は二年に三回開かれ居ります。會期  
は矢張り一週間か十日、よその議會に比べると極く短い。それで  
中央執行委員会と中央執行委員会との間は、二十七名の幹部會と  
云ふものがありました。最高権力を代行するのであります。是が常  
置の委員会でありまして、人民委員會議、詰り我が國が云ふ内閣  
と云ふものと一緒になつて、國政をやって行くと云ふ風なことで  
あります。現在の憲法の建前は、よその國で云ふ三権分立と云ふ  
建前と反対で、立法行政一体と云ふやうな事になつて居ります。  
能く人民委員會議と中央執行委員会とが一緒になつて法律を出し

ます。又皆さんは想像もせぬのであらうと思ひますが、共產党  
の中央委員会と人民委員會議、詰り内閣とよその國で云へば、例  
へは自由党とか、保守党とかと内閣と一緒になつて、最も重大な  
法律を出す、と云ふやうな事もありますが、新しい憲法草案に依  
りますと、條文上は之と異つて三権分立と云つた様な趣旨が大分  
濃厚になつて来て居ります。よその法治國に近いやうな形式にな  
つて居ります。

新憲法によりますと最高権力ヴェルホヴヌイソヴェートは最高會議と云ふものでありまし  
て、是が唯一の立法機関と云ふことになつて居ります。それでど  
う云ふ風にして此最高會議が出来るかと云ひますと、此最高會議  
は聯邦會議と民族會議の二つに分れて居りまして、民族會議が上  
院、聯邦會議が下院のやうな事になつて居ります。さうして聯  
邦會議詰り下院の方は、人口三十萬に付て一人の割合で選挙され

る代表者から構成されるのであります。以前は労働者は極く少数のものから一人、農民は非常に多くの人口から一人と云ふ様に労働者と農民との選挙権の優劣が非常に甚だしかつたのを、今度の憲法草案では、農民も労働者と同じやうに待遇されるに居ると云ふ点に殊に顕著な点であるのであります。ソ聯邦の人口は千九百三十三年現在で丁度一億六千五百七十四萬となつて居りますから、之を三十萬で割りますと、聯邦會議詰り下院の方は議員が五百五十二名となります。ソルから民族會議はどう云ふ風にして選ぶかと云ひますと、聯邦を構成する共和國が十一になる訳であります。其の各共和國から十名づゝ選出する。ソルから露西亜では各共和國の内には又自治共和國と云ふものがありまして、其外に自治州と云ふものがある。皆民族を基礎として居る訳であります。自治共和國が十七あります。各自治共和國は各五名づゝ選

出する。ソルから自治州は十四あります。ソルからは二名づゝ選出するのであります。此民族會議の方は議員が二百二十三名と云ふこととなります。詰り上院は二百二十三名、下院が五百五十二名と云ふことになって居ります。ソルから任期は、現在のソヴェート大会の方は二年ですが、新憲法の最高會議の方は任期が四年となつて居りました。年に二回づゝ聯邦會議と民族會議を開くと云ふやうな風でありまして、両方の権限は同じにしてあります。法律は兩院を通過しなければならぬことになつて居る訳であります。ソルから色々なことに付て、協議会を開いて、決めると云ふやうなことがあります。又此最高會議を構成する聯邦會議、民族會議が一緒になつて幹部會と云ふものを送びます。現在の幹部會は二十七人ありますが、今度のは議員が三十一名で、其外に議長が一人、副議長が四名、書記長が一名で皆で三十七名となつて

居ります。それから現在の憲法には書いてなかつたこと二六で、今度の新憲法草案に書いてあるのが、議員の身分の保障と云ふやうなことがありまして、よその國の議員の身分の保障と似たやうなことが書いてあります。

#### (六) 行政及司法制度

次に行政機関としては、矢張り今まで通り人民委員会が出来るのであります。之は最高會議の両院が一緒に會議を開いて組織する。此点は今と大差なく、唯今までと遠ふ点は、今までの立法の方を非常に多くやうて居たのを、今度は専ら行政に限らるるやうな仕組になつて居るやうであります。

それから司法制度であります。現行の憲法に依りますと裁判の目的は革命的合法性と云ひますか、革命的法律と云ひますか、

此革命的合法性と云ふものを擁護する為だ、斯う書いてあるのであります。新しい憲法草案にはさう云ふことではないのであります。それから現在の制度では、同じ犯罪でもプロレタリアが犯した罪とさうぢやないものゝ犯した罪とでは、刑の適用が遠ふのであります。それで労働者や何か犯した罪は同じものでも刑が輕いと云ふやうな階級的な區別があります。此の點は今度どう云ふ風になりますか、或は階級と云ふものがなくなつたと云ふ建前から誰でも同じ取扱を受けると云ふやうなことになるかも知れません。裁判官の任期は五年になつて居りまして、最高會議が之を任命する。検事の方は七年になつて居りまして、裁判官の独立性をちやんと謳つて居りますけれども、任期が五年とか七年とか云ふのでありますから、よその國のやうな終身官でないと云ふ様な點から見ると、裁判官の保障の程度が極めて低いと云へるのではな

いかと思ひます。

### (七) 市民の権利義務

それから市民の権利義務が規定してある訳であります。現在の憲法では勤労民衆と云ふやうな文字を挾つて居るのでありますが、今度は總て人民（市民（シチズン））と云ふことで書かれてあります。是は矢張り、社会主義が行はれて総てが勤労者許りになり、ブルジョアと云ふやうなものがなくなつたと云ふ建前から、もう特に勤労民衆と云ふ必要がなくなつたと云ふのが理由かも知れません。それから労働の義務が規定してある訳であります。ソ連邦の共産主義の建前から申しますと、各人の能力に應じて仕事をします。然し自分の必要な欲求は仕事の分量如何によらず満される。と云ふ建前でありませう。新憲法草案に依りますと、各人は自分

の能力に應じて労働をする、然し其自分の労働の量と質に應じて報酬を受けると云ふ建前を明かにして居ります。之は詰り現在のソ連邦の制度は共産主義制度ではなく、夫の一步手前の社会主義の制度即ち低度共産主義制度である。と云はんとするものであります。

### (八) 信仰の自由

それから信仰の自由と云ふやうなことであります。此の点は現在の憲法其儘同じであります。実は露西亜では最初信仰の自由を認められ、それから宗教の爲の宣傳も宗教反対の爲の宣傳も自由であると云ふ風に書いてありましたのが、此数年前に憲法改正がありました。宗教の爲の宣傳は自由だと云ふ所を消してしまつたのであります。従つて現在としましては、信仰の自由はある

ただけれども、斯う云ふ宗教は良いから君信じないかと云ふことはエつちやならぬのであります。然しながら他方、此の宗教は悪いのだと云ふことは大いに云つてよろしいと云ふ結果になつてゐるのであります。此建前が今度の新憲法にも其儘そつくり出て居ります。ですから露西亞の信仰の自由と云ふものは片手落ちであつて、よその國、我々の國で云ふやうな意味の信仰の自由と云ふ訳ぢやありません。

(九) 言論、集會、結社の自由

それから言論、出版、集會、それからデモンストレーションの自由と云ふやうなことは、新しい憲法でも認められ居る訳であります。階級がプロレタリア以外にないと云ふ國の此等の自由は他國に於ける自由とは自ら異つて居ります。即ちプロレタリア

のみの自由となるのであります。結社の自由と云ふ点になります。斯う云ふ様な條文になつて居りました。政党としては共産党だけしか認められないことにはなるんではないかと思はれます。労働者の利益に應じ、且つ民衆の間に自主的組織能力及政治的活動を發展せしめる目的を以て人民に対し公共組織即ち職業組合、共同組合、青年團體、スポーツ並に国防團體、文化技術並に化学的協會を結成する権利を保障する。労働階級其他の勤労層の最も活動的にして、且良心的なる人民は、社会主義制度を強化發展せしめる闘争に於て勤労者の前衛たり且つ公共及び國家の勤労者團體に於ける主要核心を構成する共産党に合成する。即ち最も良心的なる、又最もアクティヴな人民は共産党を組織すると云ふやうな事になつて居りますから、共産党以外のものを組織すると云ふことでは、それは良心的でない、良くない分子と云ふこと



になるのでありますからして、良い人間は皆共産党を組織しな  
け  
ればならぬと云ふ結果になりました。共産党以外の党派は矢張り  
認めないと云ふ建前であると思はれます。斯の如く共産党だけが  
物を云ふことが出来る。従つて露西亜の政治と云ふものは形式上  
色々デモクラシーの規定を決めて居つても、實際はどほかと云ふ  
疑問が起る訳であります。又今までの憲法にない、殊に新しい規  
定としては、身体の不可侵、家庭の不可侵、信書の秘密と云ふや  
うなことが謳つてあります。

### (5) 祖國擁護の強調

それから従来は、祖國と云ふことを云はなかつたのであります  
が、今度の新しい憲法では祖國と云ふ文字を使つて居ります。以  
前は祖國と云ひましても、社会主義的祖國と云つたやうな形容詞

を付けて居つた。兵役の義務に付ても、革命を擁護するの名誉的  
権利と云々と云ふやうな風に書いてあるのであります。新憲法  
に依りますと、祖國の防衛は各人民の神聖なる義務だと云ふ風  
に書いてありまして、祖國を守ると云ふことを、非常に強調して  
居るやうに思はれます。

### (2) 選挙制度の改正

それから選挙制度であります。此の点はさつきちよつと申し  
ました。労働者と農民との區別がなくなつた。之は非常に大き  
な点であらうと思ひます。それから選挙のやり方は今まではソヴエ  
ト大会に選ばる議員についても間接的であつたが、今度は聯  
邦会議の方は直接に選ぶことになるのであります。それから現在  
の憲法では出身(生れ)或は資産、社会的地位、過去の経歴と云

ふやうなものが大分問題になつて居りましたが、現在ではさうな  
 ふものがなくなつた。之も大きな変化であらうと思ひます。以前  
 は例へば元僧侶をやつた人とか、或は元の警察に勤めたものとか  
 或は憲兵隊に勤めたものとか、元の貴族と云ふやうなものは選挙  
 権がなかつた訳ですが、實際の適用はどうかは分りませぬが、今  
 度の改正草案に依りますと、出身、過去の経歴を問はないことにな  
 りましたから、さう云ふものも選挙権を有すると云ふことにな  
 った訳であります。が然し立候補の爲には、共産党機関や共産党  
 の指導下にある機関のレコンメンデーションが必要だと云ふこと  
 になつて居りますので、斯う云ふことで、折角の制限の撤廃が実  
 際は矢張り制限があると云ふ結果になりはせぬかと思はれます。

### (三) 憲法改正手續の規定

それから最後に憲法改正のことが規定してあります。レーニン  
 は嘗つて斯う云ふことを云つて居るのであります。露西亜の憲法と  
 云ふものはしよつ中変更されるのが特徴なんだと云つたのであり  
 ましたが、新憲法に依りますと聯邦會議、民族會議、何れも三分  
 の二以上の賛成者がなければ、憲法の改正は行はれないと云ふ結  
 果になるのがあります。所が憲法の中には、例へば日本で言へば  
 省に當る人民委員部の数を書いてあります。今までも度々あつた  
 ことであります。交通人民委員部(省)から水運人民委員部を  
 作ると云ふ風な省の廢合や新設が、憲法の規定ではあるが、易し  
 く改正されたのであります。それが新憲法に依りますと、さう云  
 ふ改正が八釜ましい手續を経なければならぬやうな訳でありまし  
 て、随分と煩さくなつたやうにも思はれます。

(三) 新憲法は果して民主化か

要しますに、今度の草案は現行の憲法に比べますと形式上は遙かに民主的のやうになつて居りまして、欧米流の議会に近付いて未たと云ふ感を與へるのであります。又そこに改正の狙ひ所があるんぢやないかと思はれます。欧米方面で独裁流行の今日、露西亜は非常に民主化したと云ふやうな感を持たれることが、露西亜に取つては大事だと云ふことがあるんぢやないか。然し政党として共産党以外のものが存立することは出来ないと云ふ実情から見ますと、改正後の露西亜の政治は強ち欧米方面で與へて居るやうな印象には合致しないのでないかと云ふ説もあり得るのであります。

(四) 憲法改正の動機

それで最後に斯う云ふ憲法改正をやつた動機と云ふやうな事柄であります。從來共産党、今のソヴェート聯邦の連中は民主主義と云ふものは形式的自由だ、プロレタリア獨裁の國には無用で有害なものだと云ふやうなことを今まで云つて来たのであります。所が新憲法は外見上民主主義を採用したと云ふことになるのであります。此の理由に付て六月十三日のニューヨーク、タイムスには新憲法を採用するに至つたのはどう云ふ訳かと云ふことに就いて次の如く論じてゐるのであります。

即ち第一の理由は蘇聯邦の實力増大し社會主義的訓練が完成して資本主義の残骸すら残さぬやうになつた結果、愈々民主主義的自由と云ふ贅沢物を享樂せんとするものである。

第二はソ聯邦では外国との戦争の危険が迫つて未たと考へて居る爲に、單なる盲目的強制を以てしては国民大衆、民衆の忠誠を

確保することが出来ないのである。詰り大衆の忠誠を確保する<sup>三〇</sup> 爲には盲目的強制以外の方法でやらなければならぬ。斯ふ云ふことにしたのだ。

第三は、斯る非常時に際し、ソ聯邦の味方となり、場合に依つては同盟國となるものは、英米佛等の民主主義國であるから、ソ聯邦が民主主義に傾くことは、蘇聯邦と諸國との友交を増進する所以でもある。

斯う云ふ風に云つて居るのであります。以上第二、第三の点はソヴェート聯邦が最近数年の間に採り來つた、軍事上は勿論内政、外政上の措置を見ますと、誠に味ふべき意見ではないかと云ふ風に思はれるのであります。

## 二、ソ聯邦の新憲法草案

スターリンを委員長とするソ聯邦憲法改正委員會は、去る五月十五日總會を開催、憲法起草小委員會の提出せる憲法草案を審議可決し、七月十一日開會のソ聯邦中央執行委員會幹部會に上程した。同幹部會はスターリンの報告を聴取した後この草案を承認、本年十一月二十五日全聯邦ソヴェート大會を開いて之を附議すること、及び一般國民の審議に移すため草案全部を公表することに決定した。

六月十二日のソ聯邦各紙はこの憲法草案を發表してゐるが、その後の模様を見ると、各地各機関でこの草案の討議が盛んに行はれてゐるやうである。最近某紙に全文抄譯し掲載せられたが其は國營通信社の電報によるものである。今十二日發表のテキストに

より草案の全文を訳出しよう。

## ソヴェエト社會主義共和國聯邦憲法草案

### 第一章 社會組織

第一條 ソヴェエト社會主義共和國聯邦は労働者及び農民の社會主義的國家なり

第二條 ソヴェエド社會主義共和國聯邦の政治的基礎は地主、資本家の権力顛覆及びプロレタリアートの獨裁獲得の結果、發展強化せる労働者代表ソヴェエトに依つて構成する

第三條 ソヴェエト社會主義共和國聯邦に於ける全権力は労働者代表ソヴェエトの形式を採る都市及び農村の労働者に帰属す

第四條 ソヴェエト社會主義共和國聯邦の經濟的基礎は、資本主

義的經濟制度の清算、生産要具並びに生産手段の私有廢止及び人による人の採取撤廢の結果確立せらるる社會主義的經濟制度及び生産要具並びに生産手段の社會主義的所有である

第五條 ソヴェエト社會主義共和國聯邦の社會主義的所有は、國家の所有即ち全人民の財産の形式に依るか或は協同的農場の所有即ち個々の共營農場の財産若くは協同組合財産の形式を採る

第六條 土地、其の埋藏鉱物、水利、森林、工場、鑛山、鐵道、水運、空輸、銀行、交通、通信手段、國營大農業企業即ち國營農場、機械、トラクター、配給所等及び都市並に工業中心地に於ける住宅施設の主要部分は總て國家の財産即ち全人民の財産である

第七條 共營農場並びに協同組織に於ける公共企業及び付屬家畜、生産手段、その生産物、並に公共建造物は共營農場並に協同組

織の公共社會主義的財産に属す

各共営農家は屋敷内の僅少の土地を私用し、屋敷内の從属的地上設備、家屋、生産的家畜家禽並に小農具等を農業アルテリの約款に従ひ私有することを得

第八條 共営農場の占有する土地は無期限耐永久に共営農場の用に確保せらる

第九條 ソヴェート社會主義聯邦における支配的經濟形態たる社會主義的經濟組織と併行して、法律は個人労働に立脚する個人農並に家内労働者の小規模私的經濟を許容す、但し他人の労働を採取するものを除外す

第十條 市民の労働による収入及び貯蓄、家屋並に家事物件、家内經濟並に家事用諸物件、及び個人的快用並に娛樂用の物件は、法律に依り私有を許可保護せらる

第十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の經濟生活は公共の富の増加、勤労者の物負的並に文化的水準の確實なる向上及びソヴェート社會主義共和國聯邦の独立並に國防の強化を目的とする國家經濟計画により決定指導せらる

第十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦に於ては労働は「働かざるものは食ふべからず」との原則に基き労働能力を有する全市民の義務とす  
ソヴェート社會主義共和國聯邦においては「各人より其の能力に應じて」各人に其の労働に應じて「」なる社會主義の原則が實現さる

## 第二章 國家組織

第十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦は均等の權利を享有するソヴェート社會主義共和國の自発的團結を基礎として構成さ

ル、ロシア社会主義聯邦ソヴェート共和国、ウクライナ社会主義ソヴェート共和国、白ロシア社会主義ソヴェート共和国、アゼルバイジャン社会主義ソヴェート共和国、ジョルジア社会主義ソヴェート共和国、グルジン社会主義ソヴェート共和国、アルメニア社会主義ソヴェート共和国、トルクメン社会主義ソヴェート共和国、ウズベク社会主義ソヴェート共和国、ダゲツク社会主義ソヴェート共和国、カザク社会主義ソヴェート共和国、キルギス社会主義ソヴェート共和国より成る聯邦國家である

第十四條 最高権力諸機関並に國家行政諸機関に依つて代表せらるるソヴェート社会主義共和国聯邦の管掌は次ぎの諸項に及ぶ。

(A) 國際關係に於て聯邦を代表し各國との間に諸條約を締結批准す

(B) 戦争並に平和の諸問題

(C) 新共和国のソヴェート社会主義共和国加入の承認

(D) ソヴェート社会主義共和国聯邦憲法の遵守の統制並に聯邦

各共和国憲法とソヴェート社会主義共和国聯邦憲法との調整の確保

(E) 聯邦各共和国間の境界線変更承認

(F) ソヴェート社会主義共和国聯邦の國防の組織並に聯邦全武装兵力の指導

(G) 國家独白を基礎とする外國貿易

(H) 國家安全の保護

(I) ソヴェート社会主義共和国聯邦の國家經濟計畫の確立

(J) ソヴェート社会主義共和国聯邦の綜合國家豫算及び聯邦豫算に編入さるべき租税並に收入および聯邦各共和国並に地方

豫算の承認

- (K) 銀行、農工業機關、企業及び通商機關の管理
- (L) 運輸並に交通手段の管理
- (M) 通貨並に信用制度の指導
- (N) 財産に対する國營保險の組織
- (O) 借款契約並に賦與
- (P) 土地の活用並に埋藏鉱物の採掘、林業並に水利に関する基本原則の確立
- (Q) 教育並に保健の分野に於る基本原則の確立
- (R) 綜合國民經濟計畫の組織
- (S) 基本的労働法制の確立
- (T) 司法部並に訴訟手續に関する法制並に刑事民事法典の制定
- (U) 聯邦市民権並に外人の權利に関する法律
- (V) 全聯邦大赦令の發布

第十五條 聯邦各共和國の主権はソヴェート社會主義共和國聯邦

憲法第十四條に明示される成文の制限以外限局されず。

右限度外に於ては聯邦各共和國は獨立に國家權力を實現行候す。

ソヴェート社會主義共和國聯邦は聯邦各共和國の主権を保護す

第十六條 聯邦各共和國は当該共和國の特殊性を考慮に容れたる

独自の憲法を制定す。

右憲法はソヴェート社會主義共和國聯邦憲法と毫も牴觸せざる

様構成するべきものとす

第十七條 聯邦各共和國はソヴェート社會主義共和國聯邦より自

由に脱退する權利を留保す

第十八條 聯邦共和國の領域は当該共和國の同意無くして変更す

ることを得ず

第十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の諸法律は各聯邦共和



國の領域を通じ同一の效力を有す

第二十條 聯邦共和國の法制が全聯邦法制と相違する場合には全聯邦法制を以て有效とす

第廿一條 ソヴエート社會主義共和國聯邦を通じ全市民に対し單一の市民権を確立す

聯邦共和國の各市民はソヴエート社會主義共和國聯邦の市民たるものとする

第廿二條 ロシア社會主義聯邦ソヴエート共和國は、黒海、裏海、

極東、西シベリア、クラスノヤル、北カウカサスの諸地方、ウオロネジ、東シベリア、ゴリキ、西露、イワノウオ、カリニン、キーロフ、クイブイシエフ、クール、レニングラード、モスクワ、オムスク、オレンブルグ、サラトフ、スヴェルドロフ、北露、スターリングラード、チエリヤビンスク、ヤロスラヴリの

諸州、タタール、バシキル、ダゲスタン、ブリヤト蒙古、カバルノーバルカル、カルムイク、カレリヤ、ゴマ、クリミヤ、マリイ、モルダヴィア、ドイツ人ヴォルガ河畔、北オセト、ウドムルトス、チエチエノイニングシスク、チュワシ、ヤクーツクの諸自治ソヴエート社會主義共和國、アヂゲイスク、エダヤン、カラチヤエフスク、オイラート、ハカス、チエルケスの諸自治州より成る

第廿三條 ウクライナ社會主義ソヴエート共和國は、ウインニツキー、ドニエプロペトロフスク、ドネツ、キーエフ、オデッサ、ハリコフ、チエルニゴフの諸州及びモルダヴィア自治社會主義ソヴエート共和國より成る

第廿四條 アゼルバイジャン社會主義ソヴエート共和國には、ナヒチエワン自治社會主義ソヴエート共和國及びナゴルノーカラ

バフ自治州が含まる

第廿五條　グルジン社會主義ソヴエート共和國は、アブハジン自治社會主義ソヴエート共和國、アジヤル自治社會主義ソヴエート共和國、南オセト自治州が含まる

第廿六條　ウスベク社會主義ソヴエート共和國はカラカルバク自治社會主義ソヴエート共和國が含まる

第廿七條　タジツク社會主義ソヴエート共和國には、ゴルノーバダフシヤン自治州が含まる

第廿八條　カザク社會主義ソヴエート共和國は、アクチエビン、アルマリヤチン、東カザクスタン、西カザクスタン、カラガンダ、南カザクスタンの諸州より成る

第廿九條　アルメニア社會主義ソヴエート共和國、白ロシア社會主義ソヴエート共和國、トルクメン社會主義ソヴエート共和國

及びキルギス社會主義ソヴエート共和國はその構成中に、自治共和國、地方及び州を有せず

### 第三章　ソヴエート社會主義共和國聯邦最高國家機関

第卅條　ソヴエート社會主義共和國聯邦の最高國家機関はソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議「ウエルホウニ」ソヴエートとす

第卅一條　ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議は憲法第十四條に基きソヴエート社會主義共和國聯邦に帰属する一切の権限を行使す、但し憲法の規定に基き、聯邦最高會議に對して責任を負ふソヴエート社會主義共和國聯邦各機關即ちソヴエート社會主義共和國最高會議幹部會、ソヴエート社會主義共和國聯邦人民委員會、ソヴエート社會主義共和國聯邦各人民委員部の権限に帰属する事項を除く

第廿二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の立法権はソヴェート

社會主義共和國聯邦最高會議により排他的に行使する

第廿三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高會議は聯邦會議及

び民族會議の両院より成る

第廿四條 聯邦會議は人口廿萬に就き代表一人の割合を以てソヴ

エート社會主義共和國聯邦市民によりて送挙する

第廿五條 民族會議は各聯邦共和國及び各自治共和國の最高會議

並びに各自治州労働代表會議によりて任命されたる代表を以つ

て組織す

代表任命の割合は、各聯邦共和國より十名、各自治共和國より

五名、各自治州より二名とす

第廿六條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高會議の任期は四ヶ

年とす

第廿七條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高會議両院即ち聯邦

會議及民族會議は平等の権限を享有す

第廿八條 立法発案権は聯邦會議民族會議に平等に帰属す

第廿九條 法律案は聯邦最高會議両院に於て各單純多数決により

採擇される場合承認されるものと思惟する

第四十條 聯邦最高會議により採擇される法律は聯邦最高會議

議長及幹部會書記長の署名の下に公表する

第四十一條 聯邦會議及び民族會議は同時に開會閉會するもの

とす

第四十二條 聯邦會議は聯邦會議議長及び副議長二名を選挙する

ものとする

第四十三條 民族會議は民族會議議長及び副議長二名を選挙する

ものとする

第四十四條 聯邦會議及び民族會議議長は當議院の議事を司會し四六  
院内の諸種取極めに関して責任を負ふものとする

第四十五條 ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議両院協議會  
は聯邦會議々長及び民族會議々長による交互司會するものとする

第四十六條 ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議々會は年二  
回ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會によりて召集  
する

特別最高會議はソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會  
により、その責任に於て、若しくは聯邦共和國申の一國より要  
求ありたる場合に召集する

第四十七條 聯邦會議と民族會議両者の間に於て見解一致せざる  
場合には両院同率を以て任命したる両院協議會の裁定に俟つ、

両院協議會が決定に關し一致せざる時若しくは右決定が両院の  
何れかを満足せしめざる場合には各院に於いて再審議に付す、  
両院が遂に決定に到達せざる場合にはソヴエート社會主義共和  
國聯邦最高會議幹部會は最高會議に解散を命じ新たに選挙を執  
行するものとする

第四十八條 ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議は両院合同會議に  
於てソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會を選任す、  
幹部會は議長一名、副議長四名、幹部會書記長、幹部會員廿一  
名を以て構成する

ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會はその全活動に  
關してソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議に対し責任を負  
ふ

第四十九條 ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會の権

能は左の如し

- (A) ソヴェエト社会主義共和国聯邦最高會議の召集
- (B) 適切なる施行令を發して現行法制を解釈す
- (C) ソヴェエト社会主義共和国聯邦憲法第四十七條の規定に基  
きソヴェエト社会主義共和国聯邦最高會議を解散し且つ新選  
舉を執行す
- (D) 自身の發議に基き若しくは聯邦共和国中一國の要求に基き  
人民投票を執行す
- (E) ソヴェエト社会主義共和国聯邦人民委員會議及び聯邦各共  
和國人民委員會議の決定及命令が法律と合致せざる場合以上  
の決定乃至命令を棄却す
- (F) ソヴェエト社会主義共和国聯邦最高會議の閉會中同會議の  
義務を代行しソヴェエト社会主義共和国聯邦人民會議々長の

申請に基きソヴェエト社会主義共和国聯邦人民委員を任命す  
 此場合には事後ソヴェエト社会主義共和国聯邦最高會議の承  
 認を求むるものとす

- (G) ソヴェエト社会主義共和国聯邦勳章の授與
- (H) 特赦、大赦權の行使
- (I) ソヴェエト社会主義共和国聯邦國防軍最高司令の任命及更  
迭
- (J) ソヴェエト社会主義共和国聯邦最高會議閉會中ソヴェエト  
社会主義共和国聯邦が軍事的攻撃を受けたる場合宣戰の布告
- (K) 全國的若しくは局地的動員令の公布
- (L) 國際條約の諾准
- (M) 外國に派遣せるソヴェエト社会主義共和国聯邦全權代表の  
任命及び召還

(N) 諸外國外交代表の信任狀捧呈受理

五〇

第五十條 聯邦會議及民族會議は信任狀審査委員會を選任、後者は各院代表の信任狀を審査す

両院は信任狀審査委員會の申達に基き信任狀の確認若くは各個代表の送挙無効を決定す

第五十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高會議は必要ある場合如何なる問題に関しても審査、査問委員會を設置する事を得

一切の公共機関及び官公吏は此等委員會の要求に應じ必要なる資料及び書類を提供する義務を負ふ

第五十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦最高會議代表はソヴェート社會主義共和國聯邦最高會議の合意なくして訴追若くは逮捕せらるゝことなし、但しソヴェート社會主義共和國聯邦最

高會議閉會中はソヴェート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會の合意なくして訴追逮捕せらるゝことなし

第五十三條 聯邦最高會議の任期経過したる後、若くは任期前解散したる後は、聯邦最高會議幹部會は、新たに送挙したる聯邦最高會議により新幹部會が形成せられるまで、その権能を保つ持するものとする

第五十四條 聯邦最高會議の任期経過したる後、若くは任期前解散したる後は、聯邦最高會議幹部會は、最高會議の任期経過乃至解散の日よりニヶ月以内に新送挙を執行するものとする

第五十五條 新たに送挙したる聯邦最高會議は、送挙後一ヶ月以内に従来の構成の聯邦最高會議幹部會によつて召集せられる

第五十六條 聯邦最高會議は両院合同會議に於て、ソヴェート社會主義共和國聯邦の政府、即ちソヴェート社會主義共和國聯邦

五一

人民委員會を構成す

第四章 聯邦各共和國國家權力の最高機關

第五十七條 聯邦各共和國最高國家機關は聯邦共和國の最高會議

とす

第五十八條 聯邦共和國最高會議は各共和國市民によつて選挙せ

らる、任期は四ヶ年とす

代表の比率は各共和國の憲法により決定せらる

第五十九條 聯邦共和國の最高會議は各共和國の唯一の立法機關

とす

第六十條 聯邦共和國の最高會議は

(A) 共和國の憲法を採擇し、聯邦憲法第十六條に基き之を修正

し

(B) 共和國に含まる自治共和國の憲法を批准し、其の國境を決

定し

(C) 共和國の國家經濟計畫及び豫算を承認し

(D) 聯邦共和國の司法機關により刑罰の判決を受けたる市民に

対し特赦並に釈放の権限を享有す

第六十一條 聯邦共和國最高會議は幹部會を選挙す、幹部會は議

長、数名の副議長並に委員より成る

聯邦共和國最高會議幹部會の権限は各聯邦共和國の憲法により

決定せらる

第六十二條 聯邦共和國最高會議は議事を司會するため、その議

長及び副議長を選挙す

第六十三條 聯邦最高會議は各聯邦共和國の政府即ち人民委員會

を形成す

第五章 ソヴェート社会主義共和國聯邦

第六十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會は聯邦最高執行、行政機關なり

第六十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會は聯邦最高會議に對しても責任を負ふ

第六十六條 聯邦人民委員會は現行諸法規に準據し且つ之れを執行するため各種の決定法令を發布し其の執行權を統制す

第六十七條 聯邦人民委員會の決定、命令は、聯邦の全領土に於て遂行するべきものとす

第六十八條 人民委員は次ぎの権限を行使す

(A) 聯邦人民委員會全聯邦並びに聯邦及各共和國各人民委員部の事業並に其の統制下にある各種經濟及び文化諸機關の事業を統合指導す

(B) 國民經濟計畫國家豫算を實現し、且つ信用通貨制度を強化する方策を講ず

(C) 公衆を維持し、國家の權益を擁護し、市民の權利を保護する方策を講ず

(D) 諸外國との關係に付き全的指導を實現す

(E) 毎年兵役に召集するべき市民数を決定、全國の武装兵力構成の一般の方針を指示す

第六十九條 聯邦人民委員會はソヴェート社會主義共和國聯邦所管の行政經濟諸部門に關し聯邦共和國人民委員會の決定及び命令を停止し且つ聯邦各人民委員の訓令及び指令を取消す権限を有す

第七十條 聯邦人民委員會は聯邦最高會議に依り構成され、聯邦人民委員會議長、同副議長、國家計畫委員會議長、ソヴェート



統制委員會議長、農産物購買委員會議長、藝術委員會議長、高等教育委員會議長より成る

第七十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府又は聯邦各人民委員は聯邦最高會議代表員より質問を受けたる場合には三日以内最高會議の当該院に於て口答若くは文書を以て回答する義務を負ふ

第七十二條 各聯邦人民委員は聯邦所管の國家行政各部門を統轄す

第七十三條 各聯邦人民委員は當該人民委員部の所管事項の限度内に於て現行諸法律並に聯邦人民委員會の命令及び決定に遵據して訓令並に指令を發布し其の實施を監督す

第七十四條 聯邦人民委員部は「全聯邦」及び「聯邦及び共和國」の二種に分たる

第七十五條 全聯邦人民委員部は直接又は其の任命せる機關を通じて全領土に關する所管行政部門を統轄す

第七十六條 聯邦及共和國人民委員部は聯邦共和國の同名人民委員部を通じて所管行政部門を統轄す

第七十七條 國防、外交、通商、交通、郵電、水運、重工業の人民委員部は全聯邦人民委員部とす

第七十八條 食料工業、輕工業、木材工業、農業、穀類家畜ソフホーズ、財政、國內商業、内務、司法、保健の人民委員部は「聯邦及び共和國」人民委員部とす

### 第六章 聯邦各共和國の國家行政機關

第七十九條 聯邦共和國國家權力の最高執行行政機關は聯邦共和國人民委員會とす

第八十條 聯邦共和國の人民委員會は聯邦共和國最高會議に対し

て責任を負ふ

第八十一條 聯邦共和國人民委員會はソヴェート社會主義共和國聯邦並に聯邦共和國に於て施行せらるる法律及ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會の決定及び命令に遵據し決定及び法令を公布し且つ其の執行を統制す

第八十二條 聯邦共和國人民委員會は自治共和國人民委員會の決定及び命令を停止し且つ地方、州及び自治州代表會議執行委員會の決定、命令を取消す権限を有す

第八十三條 聯邦共和國人民委員會は共和國人民委員最高會議に依て組織せし議長、副議長、國家計畫委員會議長、食糧、輕工業、木材業、農務、穀類家畜ソフホーズ、財務、商業、内務、司法、保健、教育、地方工業、自治体經濟、社會保險各人民委員、農産物購買委員會代表、藝術局長、全聯邦人民委員部代表

を以て構成する

第八十四條 各聯邦共和國人民委員は聯邦共和國の権限内に於て國家行政各部門を管掌す

第八十五條 各聯邦共和國人民委員は各人民委員部の権限の範圍内に於て聯邦及び聯邦共和國の法律並に聯邦及び聯邦共和國人民委員會の決定及び命令並に聯邦並に共和國人民委員部の訓令及指令に遵據し訓令並に指令を發す

第八十六條 聯邦共和國人民委員部は「聯邦並に共和國」人民委員部と「共和國」人民委員部との二種に分たる

第八十七條 「聯邦並に共和國」人民委員部は所管行政事務を遂行し聯邦共和國人民委員會並にソヴェート聯邦の当該聯邦並に共和國人民委員部に対して責任を負ふ

第八十八條 「共和國」人民委員部は所管行政事務を遂行し聯邦

六。  
共和國人民委員會に対し直接責任を負ふ

### 第七章 ソヴェエト社会主義自治共和国 の最高国家機関

第八十九條 ソヴェエト社会主義自治共和国の最高會議は、自治共和国の最高国家機関なり

第九十條 自治共和国の最高會議は四ヶ年の任期を以て共和国市民の選出する所とす選出の比率は自治共和国の憲法之を定む

第九十一條 自治共和国の最高會議は自治共和国の唯一の立法機関とす

第九十二條 各自治共和国は自國の特殊事情を考慮に入れて独自の憲法を制定す右憲法は聯邦共和国憲法に毫も抵触せざるものとす

第九十三條 自治共和国最高會議はその憲法の規定に基き幹部會

を送任し且つ自治共和国の人民委員會を組織す

### 第八章 国家権力の地方機関

第九十四條 地方、州、自治州、區、地區並に都市村落に於ける

国家権力機関は勤労者代表會議即ちソヴェエトとす

第九十五條 地方、州、自治州、區、地區並に都市村落の勤労者代表會議はニヶ年の任期を以て当該領域の勤労市民の選挙する所とす

第九十六條 勤労者代表會議の選挙比率は聯邦各共和国憲法によつて定めらる

第九十七條 勤労者代表會議は、所属行政機関の活動を指導し、治安の維持、法律の遵守を確保し、市民の權益を擁護し、当該地方の経済的、文化的建設事業を遂行、地方豫算を編成す

第九十八條 代表會議は聯邦並に各共和国の法律に基き賦與され

たる権限の範囲内に於て各般の決定を採択し命令を發す

第九十九條 地方、州、自治州、區、地區並に都市村落の勤労代表會議は執行行政機關として執行委員會を送任す、執行委員會は議長、副議長（複數）並に數名の委員より成る

第一百條 小地域に於て村落代表會議の執行行政機關は、聯邦共和國憲法に準據し議長並に副議長（複數）を以て構成す

第一百一條 勤労者代表會議の執行機關は之を送出せる勤労者代表會議、並に前任代表會議に対し直接責任を負ふ

### 第九章 裁判所、検事局

第一百二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦は聯邦大審院、聯邦各共和國最高法院、地方及び州裁判所、自治共和國並に自治州の裁判所、人民裁判所、並に聯邦特別裁判所によつて行はれる特別裁判所は聯邦大審院の決定により構成さる

第一百三條 一切の裁判所に於ける事件の審理に當つては人民代表を立合はしむ、但し特に法律の規定する場合はこの限りに非ず

第一百四條 聯邦大審院は最高の司法機關たり、ソヴェート社會主義共和國聯邦並に聯邦各共和國に於ける一切の司法機關の活動を監督する権限を賦與さる

第一百五條 聯邦大審院並に聯邦特別裁判所は五ヶ年の任期を以て聯邦最高會議の送任する所とす

第一百六條 聯邦各共和國の最高裁判所は当該共和國の最高會議之を送任し、任期五ヶ年とす

第一百七條 自治共和國の最高裁判所は当該共和國の最高會議之を送任し、任期五ヶ年とす

第一百八條 地方並に州裁判所は当該地方の勤労者代表會議之を送任し、任期五ヶ年とす

第六四  
第九條 人民裁判所は当該地方の市民が普通直接平等選挙制に  
基き選出す任期は三ヶ年とす

第十條 公判に於ては聯邦若くは自治共和國または自治州の國  
語を使用す、訴訟関係者、之等の用語を理解せざる場合は通譯  
を使用して十分事件の内容を知悉する権利を享有す、更に土語  
を以て所見を開陳する権利をも賦與する

第十一條 法律によつて定めらるる特殊の例外を除きソヴエ  
ト社会主義共和國の各法廷に於ては裁判を公開し、被告は辯  
論の権利を保証せらる

第十二條 裁判官は法律に遵據する他全く独立の地位を保つ  
第十三條 ソヴエト社会主義共和國聯邦検事は各人民委員、  
委員所属各機関並に官公吏及び一般市民が法律を正確に遵守す  
るや否やを監督する最高の権利を賦與する

第十四條 ソヴエト社会主義共和國聯邦の検事は聯邦最高會  
議之を任命し任期は七ヶ年とす

第十五條 共和國、地方、州の検事並に自治共和國、自治州檢  
事は聯邦検事之を任命し、任期五ヶ年とす

第十六條 地區検事は聯邦共和國検事之を任命し、任期は五ヶ  
年とす、右任命に付ては更に聯邦検事の確認を必要とす

第十七條 検事局は一切の地方機関より独立してその任務を遂  
行し専ら聯邦検事に対してのみ責任を負ふ

### 第十章 市民の基本的権利、義務

第十八條 ソヴエト社会主義共和國聯邦市民は、労働の権利  
即ち労働に従事し且つ労働の量と質とに應じ報酬を受くる権利  
を享有す

右権利は社会主義的國民經濟組織、ソヴエト社会に於ける生

産力の確乎たる発展、経済恐慌の缺如、失業の清算の事実<sup>六六</sup>に依り確保するもの

第百十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦市民は休息の権利を享有す、右権利は労働者の圧倒的多数に対する七時間労働日の實施、労働者並に事務員に対する年次有給休暇制の設定、勤労者に対する全國的な療養所並に休息の家及びクラブの完備に依り確保する

第百廿條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の市民は老年、病氣並に労働不能に陥る場合、物質的に生活の安全を保障する、権利を享有す、右権利は労働者、事務員に対する國營社會保險の制度の完備、勤労者に対する無料医療の給與、全國的保健機關の建設により確保する

第百廿一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦市民は教育の権利を享有す  
右権利は一般的初等義務教育、高等科學生の圧倒的多数に対する國家補助金制、當該民族語に依る授業、工場、國營農場、機械トラクター配給所、共營農場に於ける勤労者に対する無料の工業、技術、農業教育に依り確保する

第百廿二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦に於ては女子は國家、經濟、文化、社會、政治生活の全分野に於て男子と平等の権利を享有す  
右平等の権利を實現するため男子と同様、労働、賃金、休暇、

社會保險、教育の権利を女子に賦與す、更に全國的の産院、託兒所、幼稚園網を整備して母性、育児に対する國家的保護を加ふ

第百廿三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦市民は民族、人種の

區別なく、國家、經濟、文化、社會、政治生活の全領域に於て  
平等の權利を享有する。以上の原則は不変の律法たり  
苟も人種的乃至間接に權利を制限し乃至反対に人種及び民族の  
如何により一部市民に特權を賦與し又は人種的乃至民族的排他  
心、憎悪、敵愾心を宣傳する行爲は法律に依り處罰す  
第百廿四條 市民の良心の自由を確保する爲めソヴエート社會主  
義共和國聯邦に於ては教會は國家より分離せられ、學校は教會  
より分離せらる。宗教上の戒律を遵守する自由及び反宗教的宣  
傳の自由は全市民に対して均く承認せらる

第百廿五條 勤労者の利益を確保し社會主義制度を強化する目的  
を以てソヴエート社會主義共和國聯邦の市民は(A)言論の自由  
(B)出版の自由(C)集會の自由(D)街頭行進及示威の自由を賦與せら  
る

以上の諸權利を確保するため勤労者並に勤労團體に対し印刷機  
関、用紙、公共建造物、通信手段其他の必要な物質的條件を  
提供す

第百廿六條 勤労者の利益を促進し、人民大衆の間に組織的独立  
及び政治的活動を發展せしむる目的を以て市民に対し公共團體  
即ち労働組合、協同組合、青年團體、スポーツ並に軍爭團體文  
化的技術的並に科学的協會を結成する權利を保障する、而して  
労働階級其他の勤労層の最も活動的にして且つ意識的なる市  
民は、社會主義制度を強化發展せしむる闘争に於て勤労者の前  
衛たり且一切の公共及び國家の勤労者團體に於ける核心を構成  
する所の共産党に組織せらる

第百廿七條 ソヴエート社會主義共和國聯邦の市民は身体の不可  
侵權を確保せらる、如何なる市民も法廷の決定若しくは検事の  
六九

認可なくしては逮捕せらるゝことなし

第百廿八條 市民は法律に依り家庭の不可侵権及び信書の秘密を保護せらる

第百廿九條 ソヴェエト社會主義共和國聯邦は勤労者の利益を擁護し若しくは科学的活動をなし乃至は國民的解放争闘に従事したる結果迫害を受ける外國市民に対し國內避難の権利を賦與す

第百卅條 ソヴェエト社會主義共和國聯邦の市民は聯邦憲法を尊重し、法律を遵守し労働規律を守り社会的義務を忠実に行使し社會主義的共同生活の規矩を恪守する義務を負ふ

第百卅一條 社會主義的公共財産はソヴェエト制度の神聖不可侵の基礎たり、且祖國の富と力との源泉にして全勤労者の豊なる文化生活の根柢たり、ソヴェエト社會主義共和國聯邦の市民は以上の見地に立つて社會主義的公共財産を防衛し強化する義務を負ふ

を負ふ

社會主義的公共財産を侵害せんとする市民は國民の敵なり

第百卅二條 國民皆兵は不動の律法たり、赤軍の兵役に服する事はソヴェエト社會主義共和國聯邦市民の名誉ある義務なり

第百卅三條 祖國の防衛はソヴェエト社會主義共和國聯邦各市民の神聖なる義務なり、祖國に対する叛逆即ち宣誓に対する違反、敵軍への投降、國軍の権威の毀損、外國への間諜行爲は最も重大なる罪惡として嚴罰に處す

第十一章 選挙制度

第百卅四條 一切の勤労者代表會議(ソヴェエト)即ち聯邦最高會議、州及び地方代表者會議、自治共和國最高會議、自治州、區、地區、都市代表會議への代表は普遍、平等、直接、秘密選挙制に依つて選挙権者之を選挙す



第百廿五條 代表選挙は普遍的なり、心神耗弱者乃至確定裁判により公民権を剝奪されたる市民を除き當該年度に十八歳に達したる一切の市民は選挙権並に被選挙権を享有す

第百廿六條 代表選挙は平等なり一切の市民は人種並に民族、宗教の如何を問はず教育上の資格、居住期間の條件、社会的出身、資産、社会的地位、過去の経歴の如何に拘らず、均しく選挙権並に被選挙権を享有す

第百廿七條 婦人は男子と全く同様の選挙並に被選挙権を享有す  
第百廿八條 赤軍現役軍人は一般市民と全く同様に選挙権並に被選挙権を享有す

第百廿九條 村落都市の代表會議より聯邦最高會議に至る一切の勤労者代表會議は市民の直接投票によつて選挙さる  
第百四十條 代表選挙は秘密投票に依つて執行さる

第百四十一條 代表候補は選挙地区別に推薦さる

候補推薦の権限は共産党、労働組合、協同組合、青年団体、文化団体等の公共団体及び勤労者団体之を享有す

第百四十二條 各代表は選挙人に対し自己の活動並に所屬代表會議の活動に関し報告する義務を負ふ、且選挙人過半数の決定に基き法律の規定する手續に従ひ何時たりとも解任さるゝことあるべし

### 第十二章 國章 國旗及首府

第百四十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の國章は陽光を浴び且麥穂を以て圍まれたる地球上に配せる鎌及び槌より成り、聯邦各共和國の國語を以て「萬國のプロレタリア團結せよ」と記入され且上部に星を有す

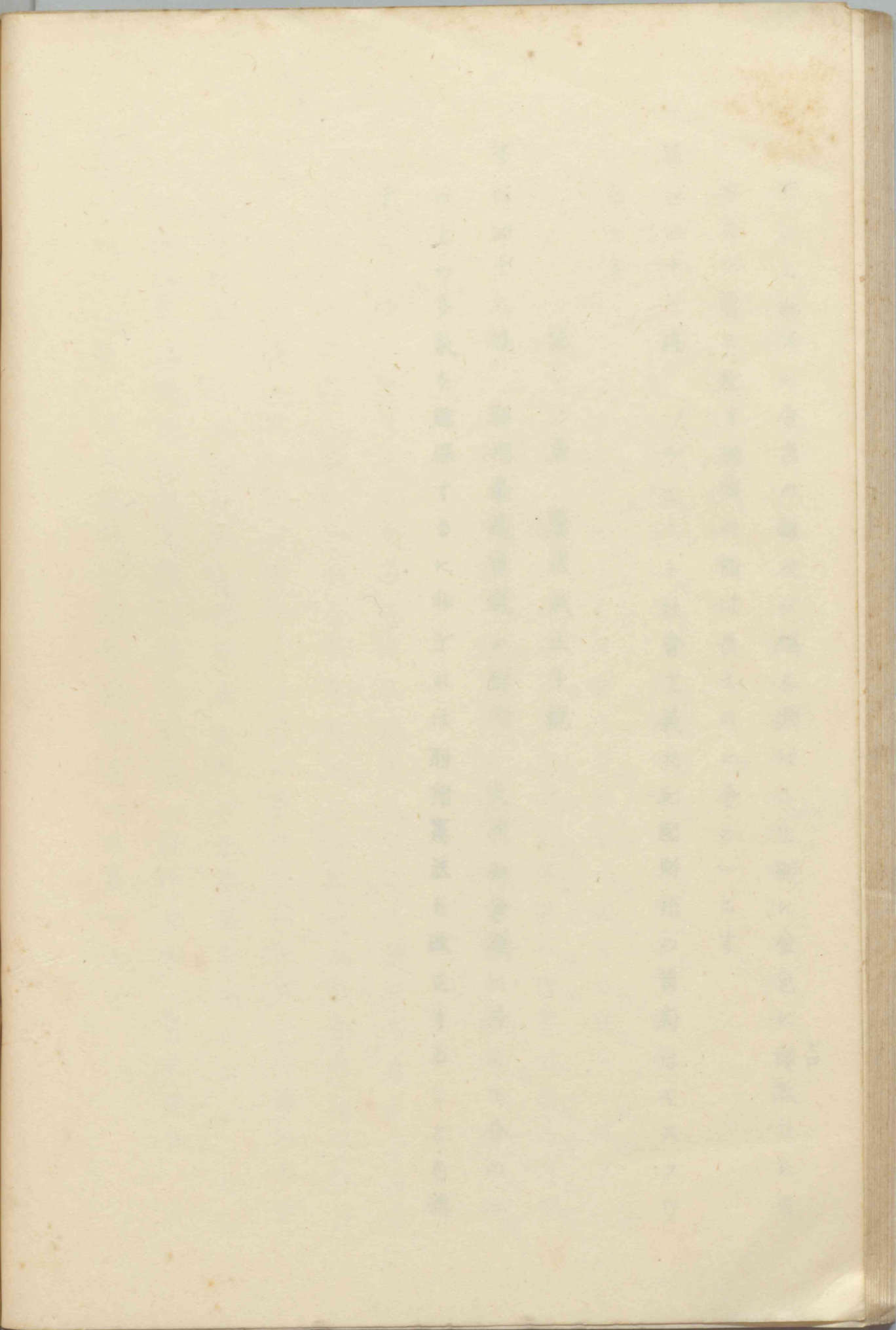
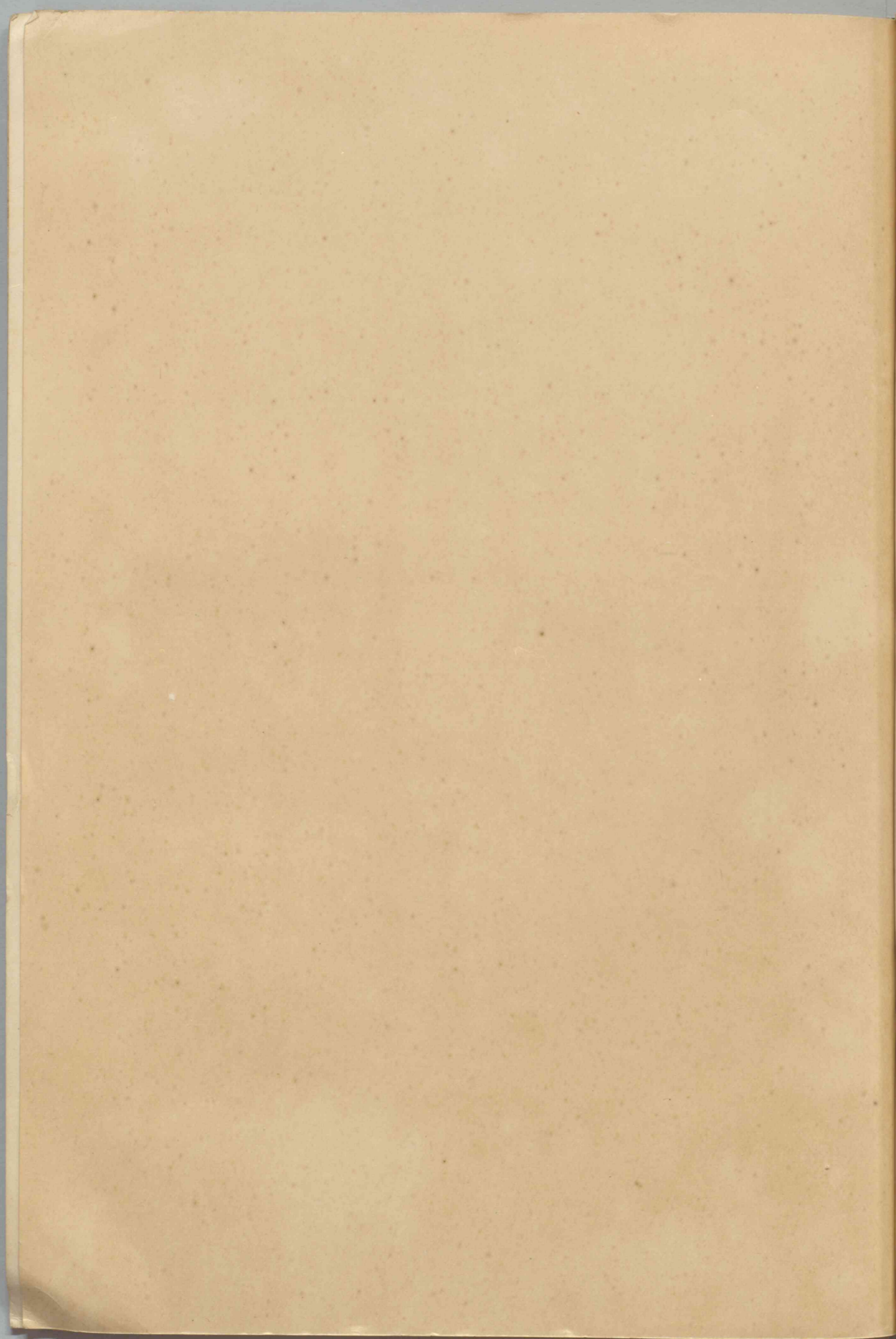
第百四十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の國旗は赤地は旗

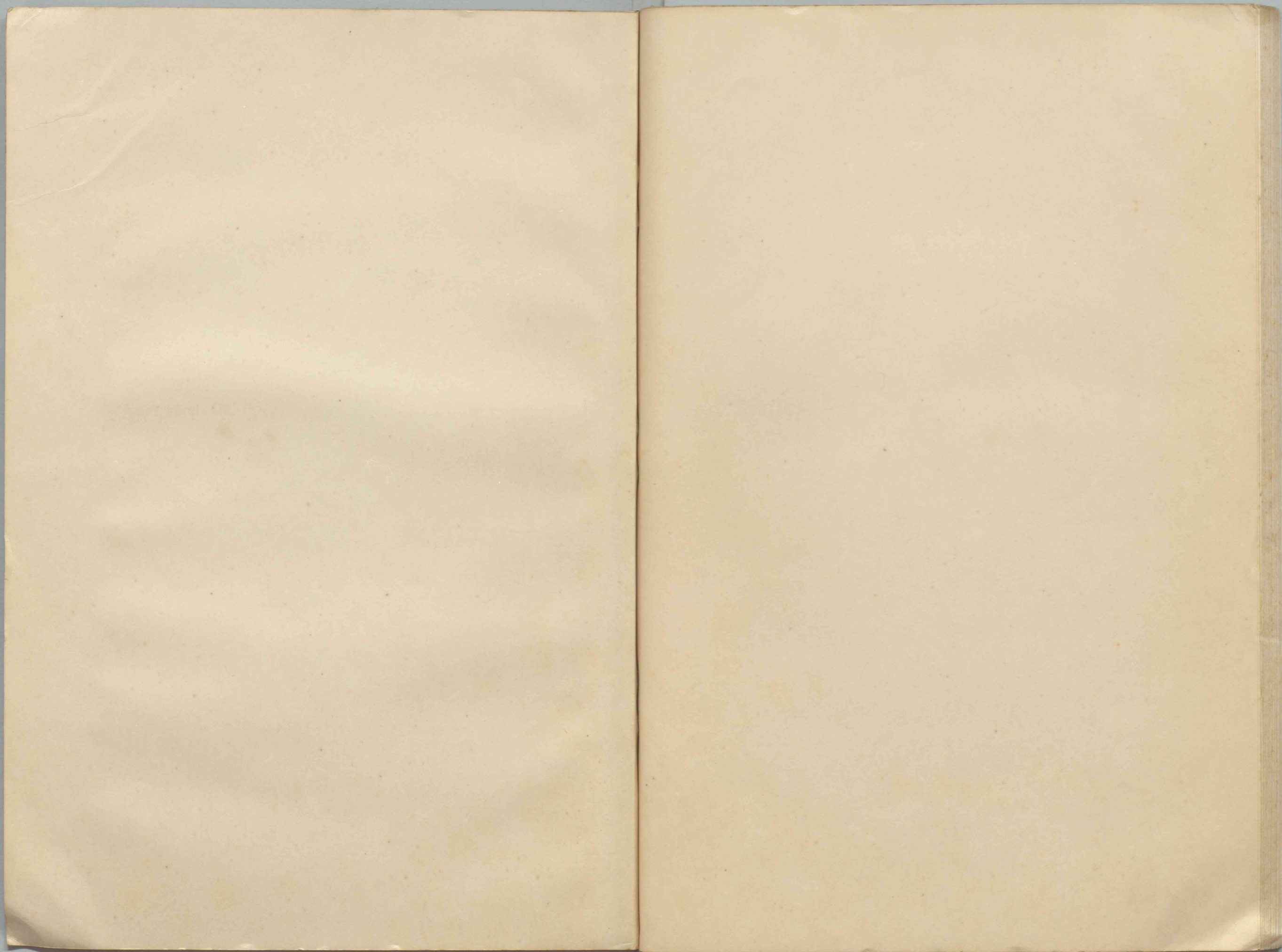
竿の上側隅に金色の鎌及び槌を顕はし上部に金色に縁取りたる  
赤色の星を配す國旗の幅は長さの二分の一とす

第一百四十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の首府はモスクワ  
市とす

第十三章 憲法改正手續

第一百四十六條 聯邦最高會議の聯邦、民族兩會議に於て三分の二  
以上の多数を確保するに非ざれば聯邦憲法を改正することを得  
ず





簿

群馬県立図書館



0706395-1